

第 25 号議案

豊川市手数料条例の一部改正について

豊川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 2 月 24 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市手数料条例の一部を改正する条例

豊川市手数料条例（平成 12 年豊川市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 の 26 の項中「及び 28 の項から 30 の項まで」を「、29 の項、31 の項及び 32 の項」に、「、28 の項から 30 の項まで」を「、29 の項、31 の項、32 の項」に、「及び 28 の項において」を「において」に改め、同表 29 の項中「設計住宅性能評価書（断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級が表示されているものに限る。）」を「当該基準に適合することを証する書類として愛知県知事が定めるもの」に、

「

建築物の延べ面積が 300 平方メートルを超えるもの	1 件につき 29, 100 円
----------------------------	---------------------

を

「

建築物の延べ面積が 300 平方メートルを超えるもの	1 件につき 17, 900 円
----------------------------	---------------------

」

に、「159, 300 円」を「121, 000 円」に、「261, 600 円」を「248, 400 円」に、「417, 100 円」を「311, 200 円」に、

「

建築物の延べ面積が 300 平方メートルを超えるもの	1 件につき 17, 500 円
----------------------------	---------------------

を

「

建築物の延べ面積が 300 平方メートルを超えるもの	1 件につき 10, 700 円
----------------------------	---------------------

」

に、「82, 600 円」を「62, 300 円」に、「131, 900 円」を「125, 200 円」に、「211, 500 円」を「157, 400 円」に改め、同表 31 の項中「第 36 条第 2 項」を「第 41 条第 2 項」に、「第 2 条第 3 号」を「第 2 条第 1 項第 3 号」に、

に、「１５９，３００円」を「１２１，０００円」に、「４０１，８００円」を「３１１，２００円」に改め、同項を同表３２の項とし、同表３０の項中「（平成２７年法律第５３号）第３０条第１項（第３１条第２項）」を「第３５条第１項（第３６条第２項）」に、「第３０条第１項各号」を「第３５条第１項各号」に、

に、「159,300円」を「121,000円」に、「401,800円」を「311,200円」に、

に、「８２，６００円」を「６２，３００円」に、「２０３，８００円」を「１５７，４００円」に改め、同項を同表３１の項とし、同表２９の項の次に次のように加える。

- 2 -

	に対する 審査等				面積係数10 に、4 保更は、 確保は、 能変場、 のるつ5 0円)
		建築物エネルギー消費性能基準等に関する省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。)	建築物エネルギー消費性能基準等に関する省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。)	床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき31,100円
		建築物エネルギー消費性能基準等に関する省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。)	建築物エネルギー消費性能基準等に関する省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。)	床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき78,700円

別表第5備考第4項第2号イ中「29,100円」を「17,900円」に改め、同表備考第5項第2号中「場合」の次に「(非住宅部分の全部が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。)」を加え、同号ア中「261,600円」を「95,000円」に改め、同号イ中「417,100円」を「121,000円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 非住宅部分がある場合（前号に規定する場合を除く。） 当該非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額

ア 300平方メートル以下のもの 248,400円

イ 300平方メートルを超えるもの 311,200円

別表第5備考第6項第2号イ中「17,500円」を「10,700円」に改め、同表備考第7項第2号中「場合」の次に「(非住宅部分の全部が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。)」を加え、同号ア中「131,900円」を「48,600円」に改め、同号イ中「211,500円」を「62,300円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 非住宅部分がある場合（前号に規定する場合を除く。） 当該非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額

ア 300平方メートル以下のもの 125,200円

イ 300平方メートルを超えるもの 157,400円

別表第5備考第15項中「31の項」を「32の項」に改め、同項第1号イ中「195,500円」を「149,700円」に改め、同項第2号イ中「159,300円」を「121,000円」に改め、同項第3号イ中「401,800円」を「311,200円」に改め、同項を同表備考第18項とし、同表備考第14項中「31の項」を「32の項」に改め、同項第1号イ中「29,100円」を「17,900円」に改め、同項を同表備考第17項とし、同表備考第13項中「30の項」を「31の項」に、「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に改め、同項を同表備考第16項とし、同表備考第12項中「30の項」を「31の項」に改め、同項第1号イ中「100,700円」を「76,600円」に改め、同項第2号イ中「82,600円」を「62,300円」に改め、同項第3号イ中「203,800円」を「157,400円」に改め、同項を同表備考第15項とし、同表備考第11項中「30の項」を「31の項」に改め、同項第1号イ中「17,500円」を「10,700円」に改め、同項を同表備考第14項とし、同表備考第10項中「30の項」を「31の項」に、「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同項を同表備考第13項とし、同表備考第9項中「30の項」を「31の項」に改め、同項第1号イ中「195,500円」を「149,700円」に改め、同項第2号イ中「159,300円」を「121,000円」に改め、同項第3号イ中「401,800円」を「311,200円」に改め、同項を同表備考第12項とし、同表備考第8項中「30の項」を「31の項」に改め、同項第1号イ中「29,100円」を「17,900円」に改め、同項を同表備考第11項とし、同表備考第7項の次に次の3項を加える。

8 30の項に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料について、建築物の用途が工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処分場、ごみ焼却場その他これらに類するもの（第10項において「工場等」という。）である場合における当該手数料の額は、同項の規定にかかわらず、60,500円（建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合にあっては、3

1, 100円)とする。

9 30の項に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている同法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する他の建築物につき当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同法第35条第1項又は第36条第1項の認定における評価の方法と同様の評価の方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うこととなる場合における当該手数料の額は、30の項及び前項の規定にかかわらず、31の項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料（建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合にあっては、同項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料）に係る計画適合性確認機関が認めた場合等の区分に係る手数料金額の欄に掲げる額に相当する額とする。

10 30の項に掲げる建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料について、建築物の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、同項の規定にかかわらず、15, 500円とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る申請手数料等を定めるとともに、低炭素建築物新築等計画の認定に係る申請手数料等の額を見直し、併せて所要の規定の整備を行う必要があるからである。